

全柔連発第 24-0579 号

平成 25 年 3 月 26 日

本連盟構成団体 理事長（専務理事） 殿

公益財団法人全日本柔道連盟

審判委員長 川口 孝夫

〔 公 印 省 略 〕

国内大会における女子選手 T シャツのマーキングについて（通知）

拝啓 桜花の候、時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、去る 3 月 18 日の本連盟理事会におきまして、次のとおり規定することが決定いたしましたので、ご確認ください。なお、本規定は平成 25 年 4 月 1 日より施行いたしますことを申し添えます。

記

国内大会における女子選手 T シャツのマーキング

- 色は白、半そで、丸首
- 製造業者マークは、最大 20 cm 2 のサイズであれば認められる。柔道衣を着用した際に、製造業者マークが見えてはならない。
- 正式な国家、NOC、もしくは IJF 加盟連盟のエンブレムを左胸に固定してつけることは認められる。大きさは最大 100cm 2 とする。
- 所属名称もしくは、所属を表すエンブレムを左胸に固定してつけることは認められる。大きさは最大 100cm 2 とする。
- いかなる商業的なマーキングもつけてはならない。
- 本規定は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

以上